

デジタル・ガバメント実現の加速について

内閣情報通信政策監(政府CIO)

三輪 昭尚
みわ あきひさ



新型コロナウイルスの感染拡大により、ソーシャルディスタンスを確保したうえで社会経済活動を維持する方策など、わが国における新たな課題が浮き彫りとなり、地震や台風等の災害発生時も含め、非常時においても弾力的に対応できる社会への転換が求められている。

さらに、少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少、大都市への人口の集中、単身世帯や核家族世帯の増加、国際化の急速な進展に代表される、わが国の社会構造の変化に伴う社会課題も依然として残されている。

そのため、急速に進展するデジタル技術を徹底的に活用し、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにする必要がある。

こうした課題に対応するため、行政のあり

方をはじめとする社会全体を、デジタル化を前提としたものにつくり変え、デジタル・ガバメントを実現することで、新たな時代につながる新しい環境を整えることが重要である。特に、この機にテレワークなどのリモート化が社会全体に浸透していくなか、行政のあり方がその弊害となることは避けなければならず、行政におけるデジタル化を徹底し、デジタル・ガバメントの実現に向けた取り組みを加速していかねければならない。

デジタル手続法等に基づく さまざまな取り組み

デジタル・ガバメントの実現に向けた近年の大きな取り組みの1つとして、2019年に施行された「デジタル手続法」^(注1)があげられる。

デジタル手続法では、デジタル技術を活用して行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「デジタル3原

則」①デジタルファースト…個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー…一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ…民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を法定化するとともに、対面原則や書面原則の見直しをはじめとした業務改革(BPR)、情報連携等による添付書類の省略、デジタルデバインドの是正等、国の行政手続のオンライン化実施を原則化するために必要な事項等を定めている。

2つ目として、デジタル手続法等に基づき同年末に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」(以下「実行計画」という)があげられる。実行計画では、デジタル・ガバメントを実現するために必要となる取り組みについて、誰が、何を、どうやって取り組むかを明記しており、その基盤となる取り組み

(注1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)

図表1 デジタル手続法の概要(令和元年12月施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・国の行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン化実施を原則化(地方公共団体等は努力義務)
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施(電子署名等、電子納付)

添付書類の省略

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備(登記事項証明書(令和2年度情報連携開始予定)や住民票の写しなどの本人確認書類等)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等

デジタルデバイドの是正

- ・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

が、「一元的なプロジェクト管理」である。

これまで、政府の情報システムは各府省・業務ごとに縦割りで情報システム化の検討が行われてきた。その結果、重複的な政府情報システムの整備・運用等が行われてきており、事業者との交渉時にスケールメモリットが発揮されないといった問題が生じていた。

こうした問題を解決するため、「一元的なプロジェクト管理」を導入して、政府の情報システム管理を抜本的に強化することとした。具体的には、全ての政府情報システムを対象として、政府CIOのもと、予算要求前から執行まで、年間を通じてプロジェクト管理を行うこととしている。特に以下の3段階において、重点的にレビューを行い、政府全体として統一性を確保しつつ、効率的に情報システムの整備を進めていく。

- ① 予算要求前(プロジェクトの計画段階)・・・クラウドサービスの利用の可否など、プロジェクトの基本的な方向性や重複投資の可能性等を検証
- ② 予算要求時(プロジェクトの具体化段階)・・・予算編成に向けた費用対効果等を検証
- ③ 予算執行前(詳細仕様の検討段階)・・・費用の妥当性や仕様の適正性等を検証

政府CIOレビューの積極的活用で情報システムを改革

このような、「政府CIOレビュー」にも引き続き取り組んでいく。このレビュー自体は、政府CIOが設置された2012年(平成24年)以降継続的に実施しているが、政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのようなガバナンスを重視すべきものは、特に重点を置いて取り組むこととしている。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、行政のデジタル化を加速させるため、「ガバメントネットワーク整備プロジェクト」をこの政府CIOレビューの対象としたところである。このプロジェクトは、各府省で現在バラバラに整備されているネットワーク環境を統合・再構築することで、業務継続性等の向上を図り、感染症拡大時や大規模災害発生時などの非常時においても、行政機能を適切に発揮できるようにするものである。今後、引き続き政府CIOレビューを積極的に活用しつつ、情報システム改革を断行してまいりたい。

図表2 デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)の概要

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実現できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化

サービスデザイン・業務改革(BPR)の徹底による行政サービス改革

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革(BPR)の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定(令和元年度未目途)
- ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等(デジタルインフラ)の整備
- ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ✓ 行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底
- ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上(令和2年度予算案:府省共通34システム、約674億円を内閣官庁IT室にて一括計上)
- ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行(令和2年度)
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す(令和2年度比)
- ✓ 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等

- ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割についてオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大
- ✓ 登記事項証明書(令和2年度以降)、戸籍(令和5年度以降)等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等

デジタルデバйд対策

- ✓ 行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備

広報等の実施

- ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ マイナポータル^(注1)の活用等により地方公共団体の行政手続(条例・規則に基づく行政手続を含む)のオンライン化を推進
- ✓ 複数団体により共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進
- ✓ 業務プロセス・情報システムの標準化を推進
- ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 本年度開催した「自治体ビッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ✓ クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討
- ✓ オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成
- ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進

民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ✓ 各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

このように、これまでも行政手続のデジタル化をはじめとするデジタル・ガバメントの取り組みを着実に進めてきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえると、取り組みをより一層加速化させることが必要であると強く感じているところである。国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現に向け、明確なスケジュールを立てて種々のプロジェクトマネジメントをしっかりと遂行していく。

世界の巨大企業と戦うのは政府ではなく企業であるから、日本の企業の競争力強化に資するよう仕事をしたい。

なお、今後の政府における情報システム整備のあり方として、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた情報システム整備も示されている。クラウド・バイ・デフォルト原則とは、各府省が情報システムを整備する際にクラウドサービスの利用を第一候補として検討するというものである。

クラウドサービスの利用は従来のオンプレミス^(注2)での情報システム整備に比べ、リソースの迅速な配備と柔軟な増減が可能で、整備・変更^(注3)に要する期間の短縮に資する。また、可用性^(注3)確保等の点を踏まえ、正しくサービスの選択を行えば、費用を削減しつつ高品質な情報システムを整備することが可能となる。この原則に則った整備について、上記の一元的なプロジェクト管理や政府CIOレビューにおいても重きを置いている。

(注2) オンプレミス：サーバーやソフトウェアなどの情報システムを自らが管理する設備内に設置し運用すること

(注3) 可用性：情報システムについて、継続して使用できる能力